

3 修理第1199号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 江渡商事株式会社

事業所の
所在地 青森県青森市問屋町一丁目11番15号

事業所の
名 称 江渡商事株式会社 本社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間 令和3年11月29日から
令和8年11月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和3年10月8日

農林水産大臣 金子 原二郎